

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

毎年8月は、現況届の提出月です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(支給停止の受給者を含む)のかたへ、8月上旬に通知を送付しますので、必要書類をご提出ください。

なお、現況届の提出がない場合、11月分以降の手当が受給できませんので、ご注意ください。

手 当	提出期限	対 象
(1) 児童扶養手当	8月31日(月)	次のいずれかに該当する父母 ○配偶者と離婚した ○配偶者が死亡または生死が明らかでない ○一定の障がいがある ○婚姻によらないで出産した など ※児童とは、18歳になった年の年度末までです。 ※所得などにより、手当を受給できない場合があります。
(2) 特別児童 扶養手当	9月11日(金)	精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者 ※障がいの状態により、手当を受給できない場合があります。

問 合 せ

(1)健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288
(2)福祉課(④番窓口) ☎62-1233

みんなで守る、水辺の安全習慣

～ライフジャケットは「水辺の服」～

川の中に入る時はもちろん、川の近くや浅瀬で遊ぶ時もできるだけ着用しましょう。

～「いつもと違う」は帰るサイン～

空が暗くなったり、水が濁り始めたりしたら、それは自然からの大切なメッセージです。

～水辺の子どもたちを、みんなで見守る～

子ども連れのかたは、子どもから絶対に目を離さず、すぐそばに寄り添うことが最大の安全対策です。

～お酒を飲んだら、川には入らない～

「少しだけなら」という油断が思わぬ事故につながることも…。安全な陸の上で楽しく飲みましょう。

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときに申請し、承認されると保険料が免除されます。

免 除

保険料の全額または一部が免除されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

納 付 猶 予

50歳未満のかた(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

※どちらも過去2年1か月前の分まで遡って申請できます。

問 合 せ 秩父消防署北分署 ☎62-7119

問 合 せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232